

主 文

労働基準監督署長が、平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A会社に営業職として入社し、平成○年○月からは同社B店において勤務していた。被災者の職務内容は、入社以来、自動車の販売のほか、車検対応、故障車両や事故車両の対応、Cというクレジットカードの契約、自動車保険の窓口業務などであった。

被災者は、平成○年○月○日午前10時頃、新車の納車準備のため洗車し、バックで方向転換しようとした際、車両右後部を柱に接触させた（以下「本件事故」という。）。被災者は、降車して接触箇所を確認し運転席に戻ろうとしたところ、意識を失って倒れたため、直ちに、D病院に救急搬送され「くも膜下出血」と診断されて療養したが、同年○月○日、同病院にて死亡した。

死亡診断書には、直接原因として「くも膜下出血」、その原因として「脳動脈瘤破裂」、その原因として「不詳」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は長時間労働や本件事故が原因であり、業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の発症時期、疾病名について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、疾病名は「くも膜下出血」（以下「本件疾病」という。）であり、その発症時期は平成〇年〇月〇日であるとしており、当審査会としても、被災者の症状及び経過等から、E医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき判断する。

(3) 業務要因について

ア 異常な出来事への遭遇

請求人らは、本件衝突事故は単なる「接触事故」ではなく、「衝突事故」と評価するのが相当であり、認定基準の「異常な出来事」に該当すると評価すべきである旨主張する。しかし、本件事故は、取り返しのつかないような事故ではなく、会社への損害も経営に影響を及ぼすようなものではないことか

ら、「異常な出来事」に遭遇したとまでは認められない。

イ 労働時間

被災者の労働時間の算定に関して、請求人らは、要旨、①審査官は原則 8 時 50 分と認定しているが始業時刻はそれより早かったこと、②休憩時間はせいぜい 1 時間程度であったこと、③被災者は時間外に顧客宅を訪問しており、当該時間についても労働時間として認めるべきである旨主張しているため、以下、検討する。

(ア) まず、①被災者の始業時刻について、被災者の同僚の F（以下「F」という。）は、「朝は、午前 8 時 45 分には出勤をしています。それは、営業所全体は、午前 9 時半に開くのですが、それまでに、車庫に入っている展示車などを洗車して、展示ルームに移動させ、同時に会社内の清掃開業準備をする必要があるからです。（中略）どこの支店でも、『自主的に』全員が午前 8 時 40 分か 45 分には集合して、開業準備をしているはずです。」と述べている。また、G 課長は、要旨、被災者は午前 8 時 50 分前後には店舗に出勤し、店舗内の掃除をしていた旨を述べており、営業職の始業時刻とされている午前 9 時 30 分よりかなり早い時間に出勤をして掃除等を行うことが営業職の通例となっていたことがうかがえる。当審査会としては、上記 F の申述内容は具体的であり、また掃除等の店舗の開業準備は、業務であったと認められるものであることから、始業時刻は午前 8 時 40 分であったと判断する。

(イ) 次に、②休憩時間について、審査官は午後 0 時 00 分から午後 1 時 00 分までの 1 時間と別途自由に取得できるとされている 1 時間の合計 2 時間を取得できたものとしている。

この点、H 店長は、「繁忙時期でも平均して昼食の 1 時間は、確保できているのではないのでしょうか。その他、自由に取れる休憩 1 時間は、取れる日もあれば取れない日もあると思います。」と述べ、I は、「2 時間取れない日もあれば、2 時間以上取れる日もあります。」と述べている。外勤の多い営業職という職務の性質上、法定時間を超える休憩時間の取得について、時間指定等の厳格さが要求されるとは言えないものの、労働時間の算定に際して休憩時間を除くとの判断をする場合には、実質的に労働から解放され、自由に利用することが保障されている必要がある。この点、上記のと

おり、2人の申述は曖昧であり、被災者が確実に毎日2時間の休憩時間が確保されていたかについては疑問が残る。一方、Fは「休憩時間が2時間あることになっていますが、2時間とれるような生活をしている営業はまずいません。(中略) 余裕があるときでも、せいぜい1時間にも満たないくらいの休みがとればいい方で、コンビニで弁当を買って、それを食べながら、電話かけなどをするという状況を他の人がしているのを見ています。」と述べ、G課長も、「(少なくとも〇～〇月期) 被災者も含めた営業スタッフの1日の休憩時間は、せいぜい1時間程度とれていればいい方だっと思います。」と述べていること、また、本件疾病の発生が繁忙期に至る過程であったことなどを加味すると、当審査会としては、被災者が確実に取得できていたと判断される休憩時間は、平均1日1時間と認定するのが相当であると判断する。

(ウ) さらに、③被災者が時間外に顧客宅を訪問しているとの主張について検討すると、Fは「(休日でも) 会社に出向いて資料を確認し、必要な準備をした上で、お客様のところに向かうこととなります。(中略) 実際の毎日の仕事の内容が(日報に) 反映できているものではなく、実際の勤務時間や状況よりは少ないものとなっているはずです。」と述べ、G課長も、「繁忙期である〇～〇月は、店舗に連絡せず、月に2～3回、公休日に客を訪問することがある」と申述していることからみて、請求人らの主張のとおり、被災者が所定時間外に顧客宅を訪問するなどしていた可能性は高いものと推測される。

そこで、当審査会において、請求人らの提出した顧客の申述等のうち、具体的な日時と訪問時間が特定されているものについては、客観的な資料に基づくものであるとの考えから、平成〇年〇月〇日の7時間(9時～12時及び17時～21時)、同月〇日の3時間(17時～20時)、同月〇日の30分(19時30分～20時)及び2時間(20時～22時)、同月〇日の30分間(21時～21時30分)、同月〇日の30分間(22時～22時30分)、同月〇日の30分間(21時30分～22時)、同月〇日の30分間(21時～21時30分)、同月〇日の30分間(20時～20時30分)、同月〇日の30分間(20時～20時30分)、〇月〇日の2時間(20時～22時)については労働時間であると判断し、これを加算

することとする。

(エ) 審査官の認定した被災者の労働時間について、上記(ア)から(ウ)までの点を修正し、改めて当審査会において、被災者の発症前おおむね6か月の被災者の時間外労働時間数についてみると、下記のとおりとなる。

期 間	各月の時間外労働時間	1か月当たり時間外労働時間
発症前1か月(平成〇.〇.〇~〇.〇.〇)	84時間30分	—
発症前2か月(平成〇.〇.〇~〇.〇.〇)	85時間59分	85時間15分
発症前3か月(平成〇.〇.〇~〇.〇.〇)	50時間28分	73時間37分
発症前4か月(平成〇.〇.〇~〇.〇.〇)	80時間34分	75時間23分
発症前5か月(平成〇.〇.〇~〇.〇.〇)	87時間42分	77時間51分
発症前6か月(平成〇.〇.〇~〇.〇.〇)	78時間16分	77時間55分

したがって、被災者の発症前2か月間の1か月当たりの平均時間外労働時間数は85時間15分で、業務と発症との関連性が強いとされるおおむね80時間を超えていることが認められる。

ウ また、労働時間以外の負荷要因として、請求人らは、発症直前の時期(おおむね平成〇年〇月から〇月)は会社の繁忙期であり、営業担当者は最後の追い込みをかけるために忙しく、また、被災者は「レッドカード」を免れるため「自爆」をせざるを得ないほど、心理的にも実際上も追い込まれた状態であった。」旨主張している。

この点、G課長は、会社の繁忙期は毎年〇~〇月期であり、この時期、営業スタッフは、特に、最後の追い込みをかけるため最も多忙となる旨述べており、他の会社関係者も同様の申述をしている。また、請求人も、「(被災者から)〇月から〇月という時期は車検の切り替えの時期とも重なり、これらの手続も含めて事務处理的にも大変な時期と聞いています。」と述べている。当審査会においても、自動車販売業務において、被災者の本件疾病発症直前の3か月間(おおむね平成〇年〇月から〇月)については、最も多忙な時期であり、被災者の業務量は増大していたものと推認する。

また、請求人らは、被災者がいわゆる「レッドカード」なる制度の下で、追い込まれる状態にあったと述べていることから、検討すると、次のとおりである。同制度について、Fは、「3か月で60%以上達成していないと、イエローカードとされます。次の3か月で、トータルとして達成すれば、イエ

ローカードは消えますが、それが達成されないままで3回目となるとレッドカードということで社長面談になるとされています。」と述べ、H店長は、「(レッドカードとなると) 定期昇給や成績に応じて支給する賃金には反映されることはあります。」と述べており、当該制度が、社員に大きなプレッシャーとなっていた様子がうかがえる。この点、請求人は、「少なくとも、夫から聞いている限りでは、夫はレッドカードの対象になっていたことは間違いないと思います。(中略) ○月末の最後の決算に向けて、夫は、上司からは常に厳しい言葉をかけられて追いこまれていました。降格だとか、いろいろと言われて追いこまれて、とにかく実績を上げなければと、口にしていました。」と述べているが、G課長は、「被災者の場合、平成○年○月で目標が達成できないとレッドカードになる状況でしたが、○月中旬には目標達成できることが分かっていたので、レッドカードにはならない状況でした。」と述べている。

当審査会としては、被災者が、レッドカードを免れる状態にあったか否かの真偽は必ずしも明らかではないものの、少なくとも被災者が、年度末に向けて、実績を上げるために相当程度追い詰められた状態にはあったものと判断する。

エ 以上のとおり、被災者の業務要因を総合すると、被災者は長期間にわたり特に過重な業務に従事していたものと判断する。

オ 業務外要因（健康状態など）

被災者には本件疾病のリスク要因となるような既往症及び基礎疾患はなかった。

(4) 上記のとおり、被災者には発症前おおむね6か月間にわたる長期的な業務において、1か月当たり平均80時間を超える時間外労働を行っていたと認められ、また、被災者は、既に免れる状態にあったか否かは不明であるも、「レッドカード」というノルマ達成を意識しなければならない状態に追い込まれていた事実がある。

したがって、当審査会としては、被災者の死亡は、業務による過重な負荷によるものであると判断する。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は、業務上の事由によるものと認められ、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。